

アスベスト被害をめぐる因果関係の 主張立証の壁(1)

—— 建設アスベスト給付金制度（1人親方等）の問題を中心に ——

辻 博 明

- 1 はじめに
 - (i) 「事業・作業」類型
 - (ii) 「被害者」類型
 - (iii) 主な未解決問題 —— 「1人親方等」の救済
 - 2 1人親方等の意義・範囲 —— その事業・作業
 - 2.1 厚生労働省令で定める種類の「事業」
 - 2.2 厚生労働省令で定める種類の「作業」
 - 3 1人親方等の「保護制度」
 - 3.1 特別加入 —— 労災保険
 - 3.1.1 加入要件
 - 3.1.2 保険給付等 —— 給付基礎日額
 - 3.2 建設アスベスト給付金制度
 - 3.2.1 制度の枠組み —— 趣旨・目的、適用対象
 - 3.2.2 給付金等の支給 —— 支給者、受給権者、給付金の額、認定等
 - 3.3 石綿健康被害救済法
 - 3.3.1 制度の枠組み —— 趣旨・目的、適用対象
 - 3.3.2 救済給付等の支給 —— 支給者、給付、認定等
 - 4 問題点の検討
- （以上、本号）

1 はじめに

アスベスト（石綿）は、耐熱性・絶縁性・保温性に優れ、価格が安いことから、機械・炉・建材などの断熱材・絶縁材として、長年にわたって大量に使用されてきた。しかしその一方で、アスベストは極めて強い「有害性」があ

り、閾値を超える量のアスベストが体内に取り込まれると、不可逆的な被害を引き起こす。

近時、そのような深刻な被害が露見し平成の半ば頃から、救済を求める訴訟が見られるようになった。平成20年頃からその数が増加し始め、被害者の請求を認める判決（一部認容判決）も多くなっている。近時の判例・裁判例（生命・身体の侵害事例）を分析すると、「事業・作業」類型、「被害者」類型が浮かび上がる。

(i) 「事業・作業」類型

まず、①「建築」「工事関係」がある。具体的には、アスベスト含有廃材鉋石等の切断・収集・運搬業務、建築作業、産業廃棄物の手選別運搬作業・運搬作業、電気工事業者、建築作業現場におけるアスベスト含有建材の取扱い作業、塗装・吹付業、内装工事、アスベスト含有建材を含む建物の解体業務、保温・断熱工事がある。次に、②「アスベスト製品製造販売業」がある。また、③船舶・港湾関係もある。その中には、「造船所」、船舶等の部品製造会社、船舶（米海軍船舶を含む）の製造・修理業、「港湾荷役業」が見られる。さらに、④「吹き付け」アスベストの建物、⑤「金属製錬所（保存・補修材）・製鉄所」、⑥「自動車整備工場」、⑦ホテル・学校の「建物」、⑨「原発」補修会社、「火力発電所」、石油製品製造販売、「米軍基地」、化成品製造販売がある。

いずれも産業・社会の基盤施設の建設・製造・補修と関係する「事業・作業」である。特に紛争が多いのが、「建設」関係の事業・作業（上記①）であることが窺える。

(ii) 「被害者」類型

建築業者、解体業者、廃材業者、産廃業者、鉋山業者、電気工事業者、保温・断熱工事業者等の建設関係の作業員（特に「下請業者」）、アスベスト製品製造販売業者の従業員、造船所等の船舶関係の従業員（「下請業者」を含む）、大型設備補修監理業者の作業員、建物のテナントの作業員、自動車整備士（作業員、特に「零細自営業者」）、学校関係者等である。さらに、これらの作業員の「家族」や周辺住民にも、被害が及んでいる。

ここで注目すべき点は、被害が目立つのは、危険・有害物質が飛散する現場で作業する建設関係の「下請業者」「零細自営業者」「家族従事者」である（拙稿「アスベスト被害をめぐる因果関係の主張立証の壁——因果関係の認定の手掛かりとして」岡法69巻1号80～81頁）。

(iii) 主な未解決問題——「1人親方等」の救済

このように、紛争の大半は、「建設」関係の事業・作業である。しかも、被害は、現場で作業する「下請業者」「零細自営業者」「家族従事者」に集中している（上記(i)(ii)）。被害者は、実際に危険な現場で作業する3次～5次請けの従事者であることが多い。それは、「1人親方」とよばれる事業者たちである。ところが、これらの者が救済を申請しても、保護対象者と認定されない場合が多い。なぜ、そのようなことが発生するのだろうか（「本稿の視点」）。

そもそも、この「1人親方」とは、どのような事業者をいうのであろうか。一般的に、親方というと、封建的な主従関係にある弟子などを指導する年長の職人や、年寄名跡を有する相撲界の親方を意味するとされる。しかし、ここで問題となる1人親方は、それらとは異なる。それは、法律上の特有の概念である。

そうだとすれば、議論の前提として、まず、1人親方及びその作業に従事する者（以下、「1人親方等」という。）の範囲を明確にする必要がある。

2 1人親方等の意義・範囲——その事業・作業

それでは、「1人親方等」とは、法律上、どのような者をいうのだろうか。その意義、及び、それに該当する者の範囲が問題となる。

労災法によると、「1人親方等」とは、建設業・林業などの現場において、「1人または家族従業者のみ」で事業を行う「個人事業主」、すなわち、(i)厚生労働省令で定める種類の「事業」を、労働者を使用しないで行うことを常態とする者、(ii)その者が行う「事業」に従事する者をいう。また、「特定作業従事者」、すなわち、(iii)厚生労働省令で定める種類の「作業」に従事する者も

類似の取り扱いがなされる（労災33条3～5号）。

それでは、その厚生労働省令で定める種類の「事業」及び「作業」とは、具体的に、どのようなものをいうのであろうか。

2.1 厚生労働省令で定める種類の「事業」

まず、厚生労働省令で定める種類の「事業」(上記2(i)(ii))は、次の通りである（労災施行規則46条の17）。

①自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の「運送」の事業または原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業

②土木、建築その他の工作物の「建設」、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体またはその準備の事業

③漁船による「水産動植物」の採捕の事業（⑦に掲げる事業を除く。）

④「林業」の事業

⑤医薬品の「配置販売」の事業

⑥再生利用の目的となる「廃棄物等」の収集、運搬、選別、解体等の事業

⑦船員法1条に規定する「船員」が行う事業

⑧柔道整復師法2条に規定する「柔道整復師」が行う事業

⑨高年齢者の雇用の安定等に関する法律10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項1号に規定する「委託契約」その他の契約に基づいて「高年齢者」が新たに開始する事業または同項2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

⑩あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」または「きゅう師」が行う事業

⑪歯科技工士法2条に規定する「歯科技工士」が行う事業

⑫特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律2条1項に規定する特定受託事業者が同条5項に規定する業務委託事業者から同条3項に規定する業務委託を受けて行う事業または特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であって、厚生労働省労

働基準局長が定めるもの（近時の「フリーランス事業等」）がある。

2.2 厚生労働省令で定める種類の「作業」

次に、厚生労働省令で定める種類の「作業」（「特定作業」）（上記2(iii)）は、次の通りとされる（労災施行規則46条の18）。

①「農業」（畜産及び養蚕の事業を含む。）における次に掲げる作業

イ 厚生労働大臣が定める「規模」の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取または家畜（家さん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であって、次のいずれかに該当するものをいう。
すなわち、動力により駆動される機械を使用する作業、高さが2メートル以上の箇所における作業、労働安全衛生法施行令別表6第7号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業、農薬の散布の作業、牛、馬または豚に接触し、または接触するおそれのある作業

ロ 土地の耕作若しくは開墾または植物の栽培若しくは採取の作業であって、厚生労働大臣が定める種類の「機械」を使用するもの

②国または地方公共団体が実施する「訓練」として行われる作業のうち次に掲げるものをいう。すなわち、

イ 求職者を作業環境に「適応」させるための訓練として行われる作業

ロ 求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であって事業主または事業主の団体に「委託」されるもの（厚生労働大臣が定めるものに限る。）として行われる作業

③家内労働法2条2項の「家内労働者」または同条4項の「補助者」が行う（危険有害な）作業のうち次に掲げるものをいう。すなわち、

イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業

ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨または溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に係るもの

47 アスベスト被害をめぐる因果関係の主張立証の壁(1)

ハ 労働安全衛生法施行令別表6の2に掲げる有機溶剤若しくは有機溶剤中毒予防規則1条1項2号の有機溶剤含有物または特定化学物質障害予防規則2条1項3号の3の特別有機溶剤等を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴かばん、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミットまたは木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造または加工に係るもの

ニ じん肺法2条1項3号の粉じん作業または労働安全衛生法施行令別表4第6号の鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの

ホ 動力により駆動される合糸機、撚ねん糸機または織機を使用して行う作業

ヘ 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇または木製若しくは竹製の食器の製造または加工に係るもの

④労働組合法2条及び5条2項の規定に適合する労働組合その他これに準ずるものであって厚生労働大臣が定めるもの(常時労働者を使用するものを除く。)の「常勤の役員」が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であって、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場または道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの(当該作業に必要な移動を含む。)

⑤日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業であって、次のいずれかに該当するもの

イ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律2条1項に規定する「介護関係業務」に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練または看護に係るもの

ロ 炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の「世話」及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為

⑥放送番組(広告放送を含む。)、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸そ

の他の「芸能」の提供の作業またはその演出若しくは企画の作業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

⑦「アニメーション」の制作の作業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

⑧「情報処理システム」(ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。)の設計、開発(プロジェクト管理を含む。), 管理、監査、セキュリティ管理若しくは情報処理システムに係る業務の一体的な企画またはソフトウェア若しくはウェブページの設計、開発(プロジェクト管理を含む。), 管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるものがある。

なお、これらの「特定作業」の従事者も、労働者「以外」の者であることに注意する必要がある。

3 1人親方等の「保護制度」

このように、「1人親方等」とは、現場において、労働者を使用しないで事業を行う「個人事業主」、その「家族従事者」をいう。また、厚生労働省令で定める「特定作業従事者」もそれと同様の取り扱いがなされている(先述2)。

それでは、これらの者が被害を受けた場合、どのような「保護制度」が設けられているのだろうか。

3.1 特別加入制度 —— 労災保険

まず、「労働者」が業務上負傷、疾病、障害、または、死亡した場合、理論的には、使用者が「災害補償」を行う義務を負う(労基75条~88条)。もっとも、実務においては、政府(保険者)が管掌する「労災保険制度」が重要な機能を有している(労災2条)。

ところが、この枠組みによると、労働者「以外」の者の労働災害については、国民健康保険・国民年金があるのみで、十分な救済は得られないことに

45 アスベスト被害をめぐる因果関係の主張立証の壁(1)

なる。しかし、労働者以外の者の中には、その業務の実態及び災害の発生状況から見て、労働者と「実質的」に異なる者が少なくない。そこで、労働者に「準じて」労災保険への加入を認める制度が導入されている。それが、「特別加入」とよばれる制度である（労災法33条以下）。1人親方等も、特別加入が認められている。

それでは、特別加入とは、どのような制度であろうか（要件・効果）。

3.1.1 加入要件

まず、特別加入制度に加入するには、どのような「要件」を満たす必然があるか。

労災法33条3号に掲げる者（「1人親方等」）の「団体」または同条5号に掲げる者（「特定作業従事者」）の団体が、当該団体の構成員である同条3号に掲げる者及びその者に係る同条4号に掲げる者（「家族従事者」）または当該団体の構成員である同条5号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関してこの保険の適用を受けることにつき「申請」をし、政府の「承認」を受けることを要するとされる。

なお、1人親方等の特別加入については、当該「団体」が、適用事業（労災3条1項）及びその事業主とみなされ、当該「団体に係る者（1人親方等）」が、適用事業に使用される労働者と「みなされる」（労災35条1項）。その「保険関係」は、当該団体との間で成立する（「特定作業従事者」の場合も同様）。

3.1.2 保険給付等——給付基礎日額

次に、先の加入要件（先述3.1.1）を満たす場合、「特別加入者」に対しても、原則として、労働者の場合と同様に、「保険給付」及び「社会復帰促進等事業」が行われることになる（労災1条）。

その場合、労災保険の「現金給付」の額は、その算定の基礎として、「給付基礎日額」が用いられる。労災法33条3号から5号までに掲げる者（「1人親方等」、「家族従事者」、「特定作業従事者」）の給付基礎日額は、当該事業と同種若しくは類似の作業を行う事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額とされる（労災35条1項6号）。

それではなぜ、1人親方等の場合、諸般の事情を考慮して、給付基礎額を定める必要があるか。

「給付基礎日額」は、本来、「平均賃金」（労基12条）に相当する額とされる。しかし、特別加入者は、労働者でないため、給付基礎日額の基礎となる賃金がない。そのため、給付基礎日額は、その事業に使用される労働者の賃金の額その他を考慮して、厚生労働大臣が定める額によって、都道府県労働局長がその額を決定することとなる。

給付基礎日額は、具体的には、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円及び25,000円のうちから定められる（労災施行規則46条の24、46条の20第1項準用）。

3.2 建設アスベスト給付金制度

先述のように、アスベスト被害の紛争例を辿ると、特に多いのが「建設関係」である（先述1(i)）。そのような状況にあって、「建設業務」に従事した「労働者等」について、その損害の賠償を図る制度が導入されている。それが、「建設アスベスト給付金制度」である。

3.2.1 制度の枠組み——趣旨・目的、適用対象

建設アスベスト給付金制度は、アスベストにさらされる「建設業務に従事した労働者等」がアスベストを吸入することにより発生する「中皮腫その他の疾病」にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最判令3年5月17日等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、それらの判決において国の責任が認められた者と「同様の苦痛を受けている者」について、その損害の「迅速な」賠償を図るため、「特定石綿被害建設業務労働者等」に対する給付金等を支給する制度である（「趣旨」「目的」（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律1条）（以下、「建設アスベスト給付金法」という。）。

同法における「特定石綿曝露建設業務」とは、「日本国内」において行われ

43 アスベスト被害をめぐる因果関係の主張立証の壁(1)

た「アスベスト」にさらされる「建設業務」（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業若しくはこれらの作業の準備の作業に係る業務またはこれに付随する業務をいう。）のうち、(i)アスベストの吹付けの作業に係る業務（昭和47年10月1日から昭和50年9月30日までの「間に行われたもの」に限る。）、(ii)屋内作業場であって厚生労働省令で定めるものにおいて行われた作業に係る業務（昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの「間に行われたもの」に限る。）とされる。

なお、同法において「石綿関連疾病」とは、アスベストを吸入することにより発生する(i)中皮腫、(ii)気管支または肺の悪性新生物（4条において「肺がん」という。）、(iii)著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、(iv)石綿肺（じん肺法4条2項に規定するじん肺管理区分が管理2、管理3若しくは管理4である者またはこれに相当する者に係るものに限る。）、(v)良性石綿胸水をいう。

同法における「特定石綿被害建設業務労働者等」とは、(i)労働基準法9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）、(ii)厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業の事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）、(iii)前記(ii)の事業主が行う事業に従事する者（労働者を除く。）、(iv)「労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者」、(v)「前記(iv)に掲げる者が行う事業に従事する者（労働者を除く。）」をいう（建設アスベスト給付金法2条）。

このことから、「1人親方等」(先述2)も同法の対象者であることが分かる。

3.2.2 給付金等の支給——支給者、受給権者、給付金の額、認定等

「給付金」を支給するのは、「国」である（「支給者」）。

特定石綿被害建設業務労働者等（先述3.2.1）が「死亡」したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の給付金の支給を請求することができる。給付金を受給できるのは、具体的には、特定石綿被害建設業務労働者等の「配偶者」(婚姻の届出をしていないが、「事実上」婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、「子」、「父母」、「孫」、「祖父母」または「兄弟姉妹」とされる（「受給権者」）。給付金の支給を受けるべき遺族の「順位」は、上記の規定する順序による。

なお、給付金の支給を受けるべき「同順位」の遺族が2人以上あるときは、その1人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなされる（建設アスベスト給付金法3条）。

給付金は、特定石綿被害建設業務労働者等の「区分」に応じ、その「額」が異なる（建設アスベスト給付金法4条1項）。すなわち、

(i)石綿関連疾病により「死亡した者」

イ ロ以外の者 1,300万円

ロ 「石綿肺」により死亡した者（じん肺管理区分が「管理2」、「管理3」であった者（じん肺法2条1項2号に規定する合併症のうち厚生労働省令で定めるもの（「指定合併症」）にかかった者を除く。）、または、これに相当する者に限る。） 1,200万円

(ii) 上記(i)に掲げるもののほか、「中皮腫」、「肺がん」若しくは著しい呼吸機能障害を伴う「びまん性胸膜肥厚」にかかった者、「石綿肺」にかかった者（じん肺管理区分が「管理4」である者またはこれに相当する者に限る。）、または、「良性石綿胸水」にかかった者 1,150万円

(iii) 上記(ii)に掲げるもののほか、「石綿肺」にかかった者

イ じん肺管理区分が「管理3」である者またはこれに相当する者

(1) 「指定合併症」にかかった者 950万円

(2) 上記(1)以外の者 800万円

ロ じん肺管理区分が「管理2」である者またはこれに相当する者

(1) 「指定合併症」にかかった者 700万円

(2) 上記(1)以外の者 550万円

ただし、(i)昭和47年10月1日から昭和50年9月30日（アスベストの吹付けの作業に係る業務）、(ii)昭和50年10月1日から平成16年9月30日（屋内作業場であって厚生労働省令で定める作業に係る業務）のうち、特定石綿曝露建設業務に「従事した期間」が、上記の石綿関連疾病に応じて、下記の期間を下回るものに係る給付金の額は、上記の額に「100分の90」を乗じて得た額とされる（建設アスベスト給付金法4条2項）。

41 アスベスト被害をめぐる因果関係の主張立証の壁(1)

- (1) 「肺がん」または「石綿肺」 10年
- (2) 著しい呼吸機能障害を伴う「びまん性胸膜肥厚」 3年
- (3) 「中皮腫」または「良性石綿胸水」 1年

また、特定石綿被害建設業務労働者等（「肺がん」にかかった者に限る。）であつて、「喫煙」の習慣を有したものに係る給付金の額は、「100分の90」を乗じて得た額とされる（建設アスベスト給付金法4条3項）。

厚生労働大臣は、給付金の支給を受けようとする者の請求に基づいて、支給を受ける権利の「認定」を行い、認定を受けた者に対して給付金を支給する。

給付金の支給の「請求」は、石綿関連疾病にかかった旨の医師の「診断」または石綿肺に係るじん肺法の規定によるじん肺管理区分の「決定」（じん肺管理区分が「管理2」、「管理3」、「管理4」と決定された者に係る決定に限る。）があつた日（石綿関連疾病により死亡したときは、その「死亡した日」）から起算して「20年」を経過したときはすることができない。これらの日が建設アスベスト給付金法の「施行前」である場合であつて、その日から起算して「20年」を経過したときも、同様とされる（建設アスベスト給付金法5条）。

なお、給付金の支給を受けた特定石綿被害建設業務労働者等であつて、吸入したアスベストにより「新たに」アスベスト関連疾病に該当するに至った者に対して、「追加給付金」が支給される（建設アスベスト給付金法9条）。

最後に、給付金または追加給付金の支給を受ける権利を有する者に対して、同一の事由について、国により「損害の填補」がされた場合、国は、その価額の限度において給付金等を支給する義務を「免れる」。また、国が国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、国が「給付金等を支給」したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を「免れる」（損害賠償との「調整」）（建設アスベスト給付金法12条）。

3.3 石綿健康被害救済法

さらに、アスベストによる健康被害について、「石綿による健康被害の救済

に関する法律」による救済制度がある（以下、「石綿健康被害救済法」という。）。これが、最後の砦とよばれる制度である。それは、どのような制度だろうか。

3.3.1 制度の枠組み —— 趣旨・目的、適用対象

石綿健康被害救済法は、アスベストによる健康被害の「特殊性」にかんがみ、アスベストによる健康被害を受けた者及びその遺族に対し、「医療費等」を支給するための措置を講ずることにより、アスベストによる健康被害の「迅速」な救済を図ることを目的とする（「趣旨」「目的」）（石綿健康被害救済法1条）。

同法における「指定疾病」とは、(i)中皮腫、(ii)気管支または肺の悪性新生物、(iii)その他アスベストを吸入することにより発生する疾病であって政令で定めるものをいう。

同法における「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律3条に規定する「労災保険の保険関係が成立している事業」に使用される労働者、または、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者と「みなされる者」(労災保険法34条1項1号、35条1項3号、36条1項1号)であって、アスベストにさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより「死亡したもの」(昭和22年9月1日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日から「20年」を経過する日の前日までに死亡した者に限る。)をいう（「適用対象」）（石綿健康被害救済法2条）。

3.3.2 救済給付等の支給 —— 支給者、給付、認定等

アスベストによる健康被害の救済のため支給される給付（以下、「救済給付」という。）は、独立行政法人「環境再生保全機構」(以下、「機構」という。)が支給する。

なお、「救済給付」には、(i)医療費、(ii)療養手当のほか、(iii)葬祭料、(iv)特別遺族弔慰金・特別葬祭料、(v)救済給付調整金がある（石綿健康被害救済法3条以下）。また、一定の要件を充足する者には、(vi)「特別遺族給付金」が支給される（同法59条以下）。

(i)「医療費」は、「日本国内」においてアスベストを吸入することにより指定疾病にかかった旨の「認定」を受けた者に対し、その「請求」に基づき、「機構」が支給する。認定は、医療費の支給を受けようとする者の「申請」に基づき、機構が行う。機構は、認定を行ったときは、認定を受けた者（以下、「被認定者」という。）に対し、石綿健康被害医療手帳を交付する。「認定」は、当該認定に係る指定疾病の療養を開始した日（その日が当該認定の申請のあった日の3年前の日以前である場合には、当該申請のあった日の3年前の日。以下、「基準日」という。）にさかのぼってその「効力」を生ずる（「医療費の支給・認定」（石綿健康被害救済法4条））。

機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで「死亡」した場合、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の「配偶者」（婚姻の届出をしていないが、「事実上」婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下、同じ。）、「子」、「父母」、「孫」、「祖父母」若しくは「兄弟姉妹」であって、その死亡した者の死亡の当時その者と「生計を同じく」していたものまたはその死亡した者について「葬祭を行う者」の「申請」に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行う。当該申請は、死亡した者の死亡の日から「6月以内」に限り、することができる。機構が当該決定を行ったときは、当該決定に係る死亡した者につき、基準日から死亡した日までの間において被認定者であったものとして、救済給付が支給される（「申請者」の範囲）（石綿健康被害救済法5条）。

「認定」は、基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内に限り、その「効力」を有する。機構は、認定に当たり、被認定者のその認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みが「少ない」と認めるときは、別にその認定の「有効期間」を定めることができる（「認定の有効期間」）（石綿健康被害救済法6条）。

被認定者のその認定に係る指定疾病が当該有効期間の満了前に治る見込みが「ない」ときは、被認定者は、機構に対し、認定の「更新」を申請することができる（石綿健康被害救済法7条1項）。なお、被認定者の指定疾病が「治つ

た」と機構が認めるときは、認定は「取り消される」(「認定の更新・取消し」)(石綿健康被害救済法9条)。

機構は、被認定者が、その認定に係る指定疾病につき、「保険医療機関等」から、「診察」、「薬剤または治療材料の支給」、「医学的処置、手術及びその他の治療」、「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」、「病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」、「移送」を受けたときは、その被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する(医療費の「支給要件」及び「範囲」)(石綿健康被害救済法11条)。

医療費の「額」は、その医療に要する費用の額から、その認定に係る指定疾病につき、「健康保険法等」の規定により被認定者が受け、または受けることができた医療に関する給付の額を「控除」して得た額とされる(医療費の「額」)(石綿健康被害救済法12条1項)。

(ii)「療養手当」は、被認定者に対し、その請求に基づき、機構が、政令で定める額を支給する。療養手当は、月を単位として支給し、偶数月に支払われる(「療養手当」)(石綿健康被害救済法16条)。

(iii)「葬祭料」は、被認定者がその認定に係る指定疾病に起因して「死亡」したとき、「葬祭を行う者」に対し、その請求に基づき、機構が、政令で定める額の「葬祭料」を支給する。被認定者が死亡した時から「2年」を経過したときは、葬祭料の支給の請求はすることができない(「葬祭料」)(石綿健康被害救済法19条)。

(iv)「特別遺族弔慰金」及び「特別葬祭料」は、「日本国内」においてアスベストを吸入することにより指定疾病にかかり、指定疾病に起因して施行日「前」に「死亡」した者(「施行前死亡者」)、及び、日本国内においてアスベストを吸入することにより指定疾病にかかり、指定疾病に関し「認定の申請をしないで」指定疾病に起因して施行日以後に「死亡」した者(「未申請死亡者」)に対し、支給される。特別遺族弔慰金の「額」は、指定疾病について受ける医療に要する費用及び療養手当の額を勘案して単一の金額として政令で定める額とされる。特別葬祭料の「額」は、葬祭料の額と同一とされる(「特別遺

37 アスベスト被害をめぐる因果関係の主張立証の壁(1)

族弔慰金等」)(石綿健康被害救済法20条)。

特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者または未申請死亡者の「配偶者」,「子」,「父母」,「孫」,「祖父母」または「兄弟姉妹」であって、施行前死亡者または未申請死亡者の死亡の当時施行前死亡者または未申請死亡者と「生計を同じく」していたものである(「遺族の範囲」)(石綿健康被害救済法21条)。

機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の「請求」に基づき、支給を受ける権利の「認定」を行い、認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給する。特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行前死亡者の遺族にあっては施行日から「26年」、未申請死亡者の遺族にあっては未申請死亡者の死亡の時から「25年」を経過したときは、することができない(「認定等」)(石綿健康被害救済法22条)。

(v)「救済給付調整金」は、被認定者が認定に係る指定疾病に起因して「死亡」した場合において、指定疾病に関し支給された医療費(先述(i))及び療養手当(先述(ii))の合計額が特別遺族弔慰金(先述(iv))の額に「満たない」ときは、機構が、死亡した者の遺族に対し、その「請求」に基づき、特別遺族弔慰金の額からその合計額を控除した額に相当する金額を支給する(「救済給付調整金」)(石綿健康被害救済法23条)。

ただし、救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、「損害の填補」がされた場合は、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を「免れる」(「救済給付の免責」)(石綿健康被害救済法25条)。また、医療費は、被認定者に対し、認定に係る指定疾病について、「健康保険法等以外」の法令(条例を含む。)の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。さらに、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、「労災保険法その他」の法令による給付で政令の定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない(「他の法

令による給付との調整」(石綿健康被害救済法26条)。

(vi)最後に、「特別遺族給付金」は、死亡労働者等の遺族であって、「労災保険法」の規定による遺族補償給付を受ける権利が「時効」によって消滅した者に対し、その請求により、支給される。特別遺族給付金として、「特別遺族年金」または「特別遺族一時金」が支給される(「特別遺族給付金」)。

「特別遺族年金」の「額」は、労災保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とされる。「特別遺族一時金」の「額」は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、政令で定める額とされる(特別遺族年金及び特別遺族一時金の「額」)。

ただし、特別遺族年金または特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から「26年」を経過したときは、することができない(「請求期間」)(石綿健康被害救済法59条)。

「特別遺族年金」を受けることができる「遺族」は、死亡労働者等の「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」、「祖父母」及び「兄弟姉妹」であって、死亡労働者等の死亡の当時その収入によって「生計を維持」していたこと等の要件に該当する者である(「遺族の範囲」)(石綿健康被害救済法60条)。

「特別遺族一時金」は、(a)死亡労働者等に、所定の期日において、特別遺族年金を受けることができる「遺族がない」とき、または、(b)特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が「消滅」した場合において、他に特別遺族年金を受けることができる「遺族がなく」、かつ、死亡労働者等の死亡に関し支給された特別遺族年金の額の合計額がその権利が消滅した日において、(a)に掲げる場合に該当することとなる者に支給されることとなる特別遺族一時金の額に「満たない」とき、支給される(「特別遺族一時金」)(石綿健康被害救済法62条)。

「特別遺族一時金」を受けることができる「遺族」は、まず、(a)「配偶者」、次に、(b)死亡労働者等の死亡の当時その収入によって「生計を維持」し

35 アスベスト被害をめぐる因果関係の主張立証の壁(1)

ていた「子」,「父母」,「孫」,「祖父母」,さらに,(c)「(b)に該当しない」「子」,「父母」,「孫」,「祖父母」,「兄弟姉妹」である。なお,特別遺族一時金を受けるべき遺族の「順位」は,先の順序((a)~(c))による(「遺族の範囲」)(石綿健康被害救済法63条)。

死亡労働者等の遺族が,死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から民法その他の法律による「損害賠償」を受けることができる場合であって,特別遺族給付金の支給を受けるべきときに,「同一の事由」について,民法その他の法律による損害賠償を受けたときは,厚生労働大臣は,その定める基準により,その価額の限度で,特別遺族給付金の支給をしないことができるとされる(「損害賠償との調整」)(石綿健康被害救済法65条)。

なお,機構が行った認定または救済給付の支給に係る処分については,公害健康被害補償不服審査会に対し,「審査請求」をすることができる。機構が行った認定または救済給付の支給に係る処分の「取消しの訴え」は,公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た「後」でなければ,提起することができないとされる(「不服申し立て」)(石綿健康被害救済法75条1項,77条)。